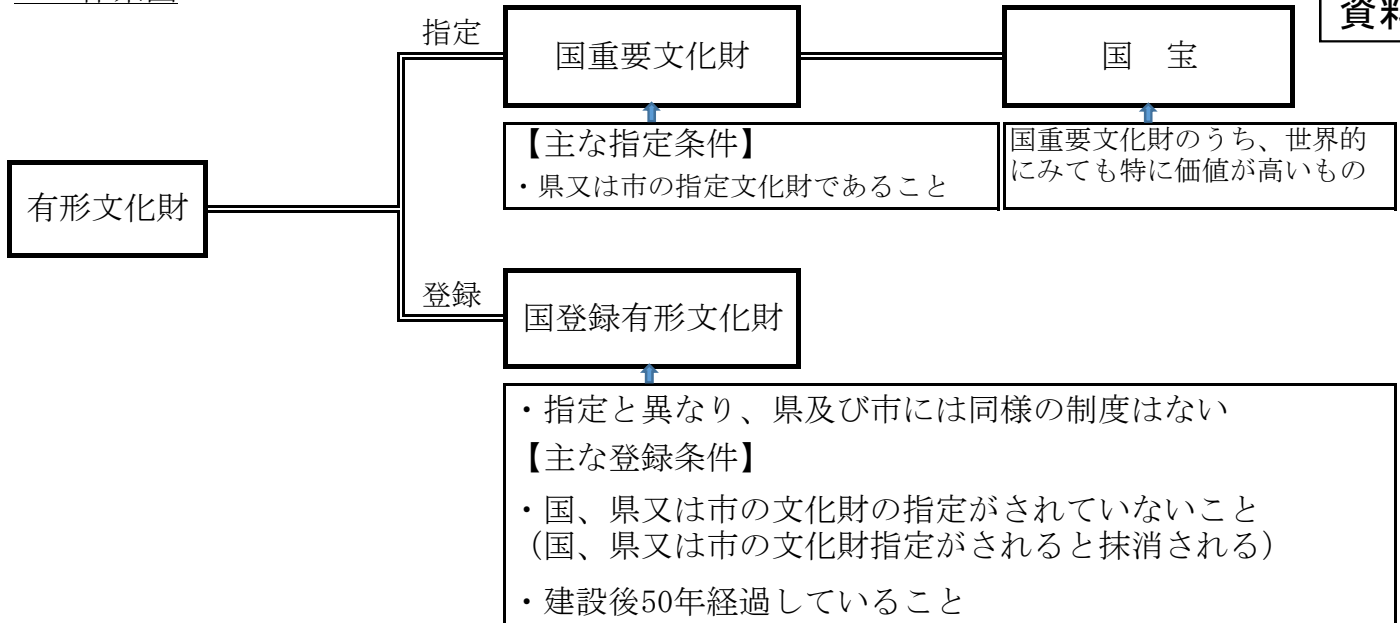


### ③文化財（国重要文化財（建造物）及び国登録有形文化財（建造物））に関する概要

#### 1. 体系図

資料3



#### 2. 国重要文化財と国登録有形文化財の比較（令和2年11月1日現在）

	国重要文化財（昭和25年創設）	国登録有形文化財（平成8年創設）
制度の目的	永久的な保護。 強い規制と手厚い保護措置	所有者の自主的保護に期待。届出・助言等を基本とする緩やかな保護措置
保護の対象	歴史上又は芸術上価値等の高い文化財の中で国として特に重要なもの	その文化財の価値として鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
指定・登録件数（建造物）	2,509件（5,122棟）	12,685件
主な支援措置	・ 税制：非課税（所得税、固定資産税）等 ・ 国庫補助	・ 税制：1/2課税（固定資産税）等 ・ 国庫補助

#### 3. 文化財指定の流れ（※国指定文化財と国登録有形文化財は概ね似た手順をとる）

市指定	県指定 ※市指定文化財であること	国指定 ※県または市指定文化財であること
所有者から申請	所有者又は所有者の同意を得て市町村が申請 事前ヒアリング、事前調査等が必要	所有者の同意を得て地方公共団体が具申 文化庁、県、市、建築学会等専門家の調査、報告書・学術論文の作成等を経て文化庁が指定候補物件を選定
所有者、羽島市、専門家による調査等	（必要に応じて）市町村等のさらなる調査、当該文化財における報告書の作成等をし、申請書を提出	文化庁が諮問案を作成
調査結果をもとに羽島市文化財審議会に諮問→調査審議→建議答申	岐阜県文化財保護審議会に諮問→調査審議→建議	諮問案等を基に文化審議会（国）に諮問→調査審議→答申
建議答申結果を受け、市教育委員会が決定	建議結果を受け、岐阜県知事が決定	答申結果を受け、文部科学大臣が決定
指定までに要する期間の目安		
旧庁舎に類似した大規模建造物申請は前例がないため不明	文化財保護審議会の開催時期や調査内容等により異なるが、相当の期間を要する	（重要文化財）約4～5年 （登録有形文化財）約1年

4. 国重要文化財と国登録有形文化財の国庫補助事業（建造物）

○国重要文化財の国庫補助事業

事業名	①重要文化財（建造物・美術工芸品） 修理、防災、公開活用事業		②観光拠点整備事業	
	修理・管理事業	公開活用事業	美観向上整備事業	活用環境強化事業
概要	管理又は修理に要する経費、及び公開活用に要する費用を補助		外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で核となる国重要文化財等の活用整備、美観向上等のための費用を補助	
補助事業者	所有者、地方公共団体、管理団体		所有者、管理団体、地方公共団体	所有者、管理団体、地方公共団体
補助対象経費	修理工事費、防災工事費、設計監理料等	保存活用計画策定費、建築工事費、設備工事費、環境整備費、設計監理料等	軸部や小屋組等の構造に影響なく外観・内装（公開範囲）の仕上げ部分の工事費、設計監理料等	保存活用計画策定費、工事費、環境整備費、設計監理料等
補助率	1/2 上限なし （補助事業者が地方公共団体の場合）		1/2 上限1,000万円+加算 （最大5,000万円+加算）	1/2 上限5,000万円+加算
備考 （条件等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存活用計画（※1）の策定が必要</li> <li>・未策定の場合は計画策定費のみ対象</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造部分工事は補助対象外</li> <li>・観光実績と事業開始後の成果の審査有（右も同じ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存活用計画（※1）の策定が必要</li> <li>・未策定の場合は計画策定費のみ対象</li> </ul>
	事業内容等が異なれば②, ③, ④と併用可能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国登録有形文化財も活用可能</li> <li>・事業内容等が異なれば①, ③, ④と併用可能</li> </ul>	
事業名	③重要文化財等防災施設整備事業		④指定文化財管理費補助	
概要	重要文化財等の防災関連の管理に要する経費を補助		重要文化財等の維持管理を万全にするために地方公共団体等が行う事業について補助	
補助事業者	所有者、地方公共団体、管理団体		地方公共団体、管理団体（国有文化財の場合）	
補助対象経費	防災工事費、耐震対策工事費、設計監理料、工事報告書印刷費		<u>主に維持管理を目的とした事業</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災設備の保守点検にかかる費用</li> <li>・防蟻・防虫等小修理にかかる費用</li> <li>・適正な環境を維持するための除草・剪定にかかる費用 等</li> </ul>	
補助率	1/2 上限なし （補助事業者が地方公共団体の場合）		1/2（国1/4, 県1/4） ※備考参照	
備考 （条件等）	事業内容等が異なれば①, ②, ④と併用可能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から県に当該事業の補助金配分があり、R3年度は県全体で150万円の交付</li> <li>・事業内容等が異なれば①, ②, ③と併用可能</li> </ul>	

○国登録有形文化財の国庫補助事業

事業名	⑤登録有形文化財建造物修理等事業		⑥地域文化財総合活用推進事業
	設計監理事業	公開活用事業	地域シンボルの整備等(機能維持事業)
概要	保存活用を図るために要する保存修理の設計監理料、公開活用に要する費用を補助		地域のシンボル(核)となっている国登録文化財を活用するため、機能を維持するために要する費用を補助
補助事業者	所有者、地方公共団体、管理団体	所有者のうち地方公共団体若しくは他の法人、管理団体等	市町村
補助対象経費	修理工事等にかかる設計監理料のみ	保存活用計画策定費、工事費、設計監理料等	機能維持(修理・整備)にかかる費用
補助率	1/2 上限なし	1/2 上限なし	1/2 上限なし
備考 (条件等)	工事経費は対象外	・保存活用計画の策定(※1)が必要 ・未策定の場合は計画策定費のみ対象	・文化財保存活用地域計画(※2)等の策定が必要 ・事業内容等が異なれば②、⑤と併用可能
	事業内容等が異なれば②、⑥と併用可能		

※1 保存活用計画

国重要文化財・国登録有形文化財の保存・活用の充実を図るため、保存管理、環境保全、防災、活用、保護に係る諸手続の計画やその計画期間等を定めたもの。文化庁の認定が必要。

※2 文化財保存活用地域計画

市町村において取り組んでいく目標や具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン。文化庁の認定が必要。

○その他

- ・市又は県の文化財指定のみでの国庫補助は存在しない。
- ・岐阜県重要文化財に指定されると、岐阜県指定文化財保護事業の活用が可能。  
(補助率：1/4～2/3、上限500万円)